

面会でできたのは 2年間で2回

子どもに会えない父親たち

調停で離婚した夫婦の子どもの約9割は、母親が親権者になる。子どもと断絶させられた父親からの面会交流調停への申請数が増えている。

4年前、シンジさん(48)が仕事から家に帰ると、真つ暗な部屋に一枚の置き手紙があった。「あなたは私のことを対等に見てくれませんでしたね。子どもは連れていきます」

生後7カ月の娘の姿はなく、その日から娘と会えない。断絶の日々が始まった。

14歳年下の妻とは、小笠原諸島の民宿で出会った。2人とも海が好きで、2009年に結婚。

シンジさんは大手メーカーのエンジニア、妻はパティシエとして働き、夜は2人で外食するような仲のいい夫婦だった。12年6月に長女が生まれた。

「妻は人付き合いが苦手で、子ども好きというタイプではありませんでした。妊娠してからは情緒が不安定気味で里帰り出産をしましたが、それはよくある

ことです。東京に戻ってからは私も4カ月の育児休暇を取り、一緒に育児をしていました」

完全なでっち上げ

だが、しばらくたつと、事件が勃発する。孫の様子を見に自宅にきた義母が「孫は連れて帰る」と言ってシンジさんについていかかかってきたという。妻も娘を強引に連れ出そうとしたの

で、義母を振り払って、娘を取り返した。結局、児童相談所が仲介に入ったが、兎相に義母は「(シンジさんに)暴力を振るわれた」と主張していたという。「断じて暴力など振るっていません。目の前で娘を連れ去られたようになったので、それを振るほじただけです」

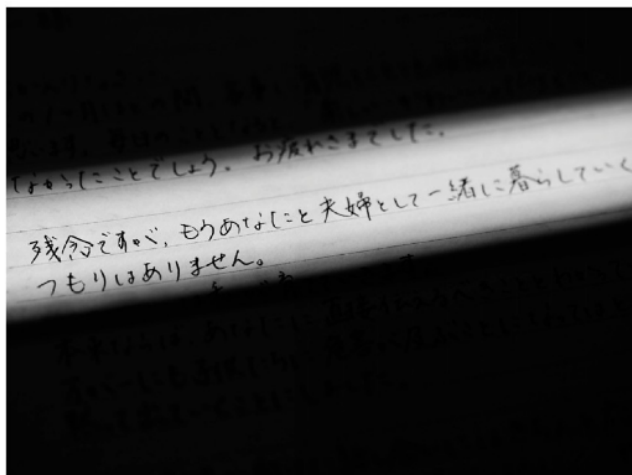
その後、一度は妻と娘も自宅に戻り、家族再生の道を探った。だが、妻を振り払って、娘を取り返した。結局、児童相談所が仲介に入ったが、兎相に義母は「(シンジさんに)暴力を振るわれた」と主張していたという。「断じて暴力など振るっていません。目の前で娘を連れ去られたようになったので、それを振るほじただけです」

「完全なでっち上げです。住居費、生活費もほぼ私の負担で経済的DVもありません」

意に反して離婚調停が進むなか、シンジさんは面会交流を申し立てていたが、面会でできたのは2年間で2回だけ。それも妻の地元で第三者機関の担当者を通じて60分だけという条件だった。最初は娘が1歳半のとき。

「面会交流の明確な規定はなかったが、12年施行の改正法で「子の利益を最も優先して考慮しなければならぬ」と明記された。こうした流れを受け、16年末、超党派の国会議員が所属する「親子断絶防止議員連盟」は、別居親との面会を促す法案をまとめた。

photo 大野洋介



ナオトさんの妻が置いていった手紙は便箋1枚だけ。「あの日以来、気力がわかず、仕事にも意味が見いだせません」(ナオトさん)

月だった。子育ては自分でやりたいという妻の意思を尊重し、代わりに掃除、洗濯、皿洗い、ごみ捨てなど家事全般を請け負う、協力し合う夫婦だった。それなのに、手紙一枚を残し、妻と子どもは突然姿を消した。

離婚の理由がない

「もう夫婦関係は続けていけない」とだけ書かれていました。すぐに妻に理由を聞きましたが、とにかく「離婚したい」の一点張り。今でも明確な離婚の事由

は示されていません」

思い当たる節があるとすれば、義母との関係。過干渉なくらいに家に来る義母とは折り合いが悪く、ある日、ナオトさんの実親をあしざまに言ったことに怒り、怒鳴ったことがあった。

だが、妻にそれが理由かと問うと「違う」という返答。理由もわからないまま、調停が申し立てられた。家庭裁判所からは「面会調停が言い渡され、面会には月に1回2時間」「監護権は妻とすること」などが決まった。

「離婚の事由もないのに、子を連れて出ていかれて月に1回しか会えなくなるなんて、司法の判断は明らかにおかしい」

面は別居親との面会交流を認めるべきでないケースもある。「どのような場合が違法な連れ去りで、監護の継続性や虐待の存否など個別の事情を含めて子の利益を判断できるのは、やはり家庭裁判所。実績のある家庭裁判所の環境改善を図ることが先決です。そもそも、「児童の権利条約」では、子どもの権利の実現のため、国に適切な措置をとる義務を課している。この法案は当事者間に力の非対称性がありうることを無視して、父母に責任を負わせていることが問題です」(打越さん)

「第8条のように「別居前に子どもの監護権や面会交流の取り決めにせよ」というのは危険な場合もあり一律には言えません。子どもの心身の安全確保のために別居しなければならぬとき、事前の話し合いなど無理です。行政の窓口に行つて「事前の取り決めがないなら援助できません」となったら結局避難ができません、子どもにも酷です」

子連れ別居や離婚の背景には、深刻なDVや虐待がある場合も多く、「子の利益」に照らし当

面会交流申請が急増

厚生労働省の「全国母子世帯等調査」(11年度)によると、別居親と子どもの面会割合は母子世帯で27・7%、父子世帯で37・4%。別居親の61・7割は子どもと会えていない。一方で、面会交流調停への申請数は増え続けており、15年は1万2264件(司法統計)。00年と比べて5倍以上にもなっている。

民法には面会交流の明確な規定はなかったが、12年施行の改正法で「子の利益を最も優先して考慮しなければならぬ」と明記された。こうした流れを受け、16年末、超党派の国会議員が所属する「親子断絶防止議員連盟」は、別居親との面会を促す法案をまとめた。

photo 大野洋介

文：カクカノ 名は仮名
編集部 作田裕史